

**鹿児島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療・介護・障害分）
運営業務委託公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて業務に従事された医療従事者等や、感染防止対策を講じながらサービス継続に努めていただいた介護・障害福祉職員等に対し慰労金を支給するとともに、医療機関・薬局等や介護・障害福祉施設等が実施する感染症防止のための環境整備に対し助成を行うものである。

事業の実施にあたり、迅速かつ円滑な交付を実現するため、周知広報、相談対応、申請受付、審査、実績報告等に関わる業務を一括して効率的に実施できる者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

鹿児島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療・介護・障害分）

(2) 業務概要

「鹿児島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療・介護・障害分）」運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 委託費用

金151,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 本プロポーザルへの応募資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 鹿児島県内に事業所を有する民間企業等で委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(3) 次の事項にいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- ② 鹿児島県税，法人税，消費税又は地方消費税を滞納している者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者，再生手続開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てをしている者若しくは更正手続開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当する者
- ④ 企画提案参加申込書の提出日において，鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
- ⑤ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者
 - イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員，支配人，営業所等（営業所，事業所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。），法人格を有しない団体にあっては代表者，理事その他法事役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者，営業所等を代表する者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が，鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与していると認められる者
 - エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している認められる者
 - オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められる者
 - カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

4 担当窓口

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医務係
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-2707（平日の9時～17時15分まで）
F A X：099-286-5928
E-mail：imushika@pref.kagoshima.lg.jp

5 募集方法

鹿児島県のホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

6 委託業者選定方法

本プロポーザルの申込みがあった者から提出された企画提案書の審査を行い、総合的に最も優れた提案をした者を委託候補者とする。

なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を申込み者は、令和2年9月8日（火）正午までに、電子メール又はFAXにより上記4の担当窓口まで企画提案参加申込書（様式1）を提出すること。

※参加申込書を提出した際には、電話により到達確認を行うこと。

8 委託業務に関する説明会

委託業務に関して関係所属担当者からの説明と質疑応答を行う。

日時：令和2年9月4日（金）16:20～

会場：鹿児島県行政庁舎会議室

※出席希望者は、所属と人数を含めて、当日正午までに4担当窓口あて、メールを送信すること（7参加申込書に出席希望を記載して提出済みの場合は不要）

※説明会不参加の場合でも企画提案書の提出は可能

9 委託業務に関する質問

本プロポーザルに関する参加申込書提出者からの質問は、電子メールにより上記4の担当窓口質問書（様式2）を提出することで受け付けることとし、提出期限を令和2年9月7日（月）正午とする。

なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、原則として、令和2年9月8日（火）までに、参加申込者提出者全てに電子メールで通知する。

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申込み者は、持参又は郵送により上記4の担当窓口に必要な書類を令和2年9月11日（金）17時（必着）までに提出すること。

(1) 提出資料等

①企画提案書

【提案書に盛り込むべき内容】

別紙仕様書の内容を踏まえ以下の内容について医療（慰労金、支援金を区分）・介護・障害の分野別及び共通部分に内容を整理し、作成すること。

ア 具体的な運用体制（必須）

（例）事務局の場所・広さ、必要な備品・設備、事務局内のレイアウト、組織図、ライン別及び月別の人員配置計画、事務局内で実施する感染予防対策、個人情報漏洩対策・セキュリティ対策など

イ 実効性のある業務スケジュール（必須）

ウ その他、業務の効率化や経費節減、申請者への相談対応や提出に関する支援、委託期間内における当該事業の円滑な業務処理等に資する独自提案（提出は任意）

②経費見積書（必須）

本業務の実施に要するそれぞれの経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）と積算根拠を明らかにすること。また、医療（慰労金、支援金を区分）・介護・障害の各分野別経費及び共通部分経費に区分して示すこと。

2(4)の金額の範囲内で作成すること。

③会社概要（様式3：必須）

④業務実績（類似事業の受注実績が分かる資料）（必須）

(2) 留意事項

①郵送の場合は、封筒に「鹿児島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療・介護・障害分）企画提案書在中」と朱書きすること。

②提出書類は、すべてA4判（A3判三つ折り可）とすること。

③再委託先がある場合は、(1)①の企画提案書に、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

④企画提案書等は、提出後に書き換え等の内容の変更は認めない。

⑤提出書類は返却しない。

⑥期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

11 審査について

(1) 審査方法

- ア 事前審査にて、参加申込みをした者の応募資格要件及び提出書類の不備等を確認し、これらに問題がなければ選考対象とする。
- イ 選定結果は、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。

(2) 審査基準

審査員により、提出された企画提案書等の内容について、次の審査基準に基づく書面審査を総合的に行い、委託候補者を決定する。

項目	内容	配点
遂行能力	事業内容を理解した提案となっているか、同種業務に係る実績・ノウハウがあるか	20
業務実施体制	必要な人員を確保し、迅速・適切・確実な業務遂行が期待できるか	40
創意工夫	事業の趣旨に鑑みた円滑な交付に資する取組の提示など、提案内容に工夫がみられるか	20
経費見積内容	効率的な運用体制をとるなど経費節減が図られているか、適正な見積もりとなっているか	20

12 契約締結について

- (1) 審査で特定した最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う。

※企画提案の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。

- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

13 スケジュール

- (1) 参加申込み期間 令和2年9月2日～8日正午
- (2) 委託業務説明会 令和2年9月4日（金）16:20～（予定）
- (3) 質問書提出期限 令和2年9月7日（月）正午
- (4) 質問回答期限 令和2年9月8日（火）
- (5) 企画提案書等提出期限 令和2年9月11日（金）17時
- (6) 審査結果通知 令和2年9月14日（月）以降
- (7) 契約締結 令和2年9月下旬（予定）

14 その他特記事項

- (1) 企画提案書は、各プロポーザル参加者とも1案のみとする。
- (2) 次に掲げる場合については、提案を無効とする。
 - ① 県が指定した期日及び場所に書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件又は指示事項に違反した場合
- (3) 本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (4) この要領の内容に不明な点がある場合には、県の指示に従うものとする。